

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

				資料番号	3	担当課	県民生活課
法令名	特定非営利活動促進法	根拠条項	32条2項	許認可等の内容	残余財産の帰属		
特定非営利活動促進法 (残余財産の帰属) 第三十二条 2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。							